

こうぎんお預かりサービス利用規定

1. (利用契約)

当行所定の「申込書」の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人とこうぎんお預かりサービス利用契約が成立するものとします。

2. (利用目的)

こうぎんお預かりサービスは処理日が当行所定日以降の本人名義の預金(当座、普通)の振替、振込、税金・公共料金の支払等に関する書類を「お預かりボックス」を介して授受を行うサービスです。

3. (カードの発行)

こうぎんお預かりサービス専用カードは、当行が発行するものとします。

4. (利用方法)

- (1) こうぎんお預かりサービスを利用するときは、お預かりサービス専用カードを利用してお預かりボックス投入口を開扉してください。
- (2) こうぎんお預かりサービスを利用するときは、こうぎんお預かりサービスご利用明細票に内容を記入のうえ、振込、税金・公共料金等の払込をするための書類を添えて、当行所定のお預かりサービス専用袋に入れ、お預かりボックスに投入ください。
- (3) こうぎんお預かりサービス専用袋を投入したのちは、お預かりボックスの投入口扉が閉じたことを確認のうえ、お預かりサービス専用カードを抜き取り、お預かりボックスから出る受付ジャーナルを受け取ってください。
- (4) ご利用できる時間帯はご契約の当行本支店営業日の午後3時までとします。

5. (当行の事務処理)

- (1) お預かりボックスに投入されたこうぎんお預かりサービス専用袋の処理物件は、当行所定の手続きにより当行所定日以降のご指定の日に処理いたします。
- (2) (1)の取り扱いにあたり、次の各号に該当する場合、当行はご依頼の取引について処理いたしません。この場合、処理しないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ① 処理物件に形式不備または記載相違等の不備があった場合
 - ② 入金、振込、払込に必要な資金の総額と、当行で算定した小切手・払戻請求書に記載の金額とが相違する場合
 - ③ 振込・払込に要する資金に対し、ご指定の引落口座等の残高が不足する場合(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)

6. (処理済物件の返却)

こうぎんお預かりサービスでお預かりした処理物件の領収書等は、当行の手続きが終了後、郵送にて届出住所あてご返却いたします。

7. (カードの保管)

こうぎんお預かりサービス専用カードは本人が保管し、そのカードを使用してお預かりボックス扉の開閉を行ってください。

8. (こうぎんお預かりサービス専用カードの喪失)

こうぎんお預かりサービス専用カードを喪失したときや盗難等の被害にあった場合は、直ちに書面によって契約店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。なお、こうぎんお預かりサービス専用カードの再発行にあたっては、当行が定める再発行

手数料をいただきます。

9. (損害の負担等)

お預かりボックスの利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、お預かりボックスの不完全な閉扉、こうぎんお預かりサービス専用カードと受付ジャーナルの取り忘れ、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (解約等)

(1) この契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。この場合は当行が貸与したこうぎんお預かりサービス専用カードを直ちに契約店へ返却ください。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

- ① 当行が定めた各規程に違反したとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立などがあったとき
- ④ 電子交換所の取引停止処分を受けたとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのお預かりボックスの利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

- ① 本人が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ホ. その他前各号に準ずる行為

11. (譲渡・転貸等の禁止)

こうぎんお預かりサービスの利用権は譲渡・転貸または質入することはできません。なお、こうぎんお預かりサービス専用カード、こうぎんお預かりサービス専用袋についても同様とします。

1 2. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定のほか該当する規定により取り扱います。

以上

2023 年 3 月 23 日現在